平成２３年（再イ）第１６号
山口県防府市華浦２丁目１番４―406号　市住12棟126号
再生債務者　住谷　良昭
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月８日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月９日まで
平成23年７月12日　山口地方裁判所
平成２３年（再イ）第１１号
山口県宇部市居能町１丁目８番12号
再生債務者　米田　英樹
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月６日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月９日まで
平成23年７月12日　山口地方裁判所宇部支部
平成２３年（再イ）第９号
愛媛県伊予郡松前町大字中川原725番地４
再生債務者　加藤　勇人
1　決議に付する再生計画案　平成23年７月７日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月９日まで
平成23年７月12日　松山地方裁判所
平成２３年（再ロ）第２号
鹿児島県出水郡長島町平尾2944番地10
再生債務者　東條　竜文
1　決議に付する再生計画案　平成23年６月16日付け再生計画案
2　議決権の不統一行使の通知期限　平成23年８月９日
3　再生計画案に対する回答期間　平成23年８月９日まで
平成23年７月12日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係

小規模個人再生による再生計画取消

平成２０年（再イ）第６号
福島県石川郡石川町塩沢字大日向83―12　サンヒルズ大日向106
再生債務者　白井　堅一
1　主文　本件再生計画を取り消す。
2　理由の要旨　平成20年７月30日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。
平成23年７月11日
福島地方裁判所白河支部再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２３年（再イ）第３２号
奈良県大和郡山市今国府町378番地５
再生債務者　松田　清隆
1　主文　本件再生手続を廃止する。
2　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条２号に定める事由がある。
平成23年７月７日　奈良地方裁判所

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２３年（再ロ）第１００６２号
神奈川県川崎市高津区新作５―８―１―408
再生債務者　遠山　雄太
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月５日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月19日から平成23年９月９日まで
東京地方裁判所民事第20部
平成２３年（再ロ）第２号
鳥取県倉吉市海田西町１丁目245　メゾンナカザワ103
再生債務者　入江久美子
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月８日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月22日から平成23年９月12日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部
平成２３年（再ロ）第５号
北九州市小倉南区下吉田３丁目７番25号
再生債務者　末松　雄二
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後４時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月16日から平成23年８月23日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部
平成２３年（再ロ）第２号
宮崎県日向市大字財光寺1278番地１
再生債務者　那須　一美
1　決定年月日時　平成23年７月12日午後１時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月９日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月23日から平成23年９月６日まで
宮崎地方裁判所延岡支部
平成２２年（再ロ）第４号
福井県坂井市三国町運動公園３丁目８番９号
再生債務者　猪部　桂子
1　決定年月日時　平成23年７月12日午前９時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成23年８月12日まで
4　一般異議申述期間　平成23年８月23日から平成23年８月31日まで
福井地方裁判所

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第３号
松江市浜乃木４丁目６番72号　コーポのづ３号
再生債務者　齋藤　陽子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月２日まで
平成23年７月12日　松江地方裁判所民事部
平成２３年（再ロ）第１号
広島県尾道市向島町5557番地29
再生債務者　瀬井美佐子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年７月11日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成23年８月９日まで
平成23年７月12日　広島地方裁判所尾道支部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２２年（再ロ）第６号
鹿児島県薩摩川内市東郷町斧渕1336番地18
再生債務者　吉田　洋一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月24日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月５日
鹿児島地方裁判所川内支部個人再生係
平成２２年（再ロ）第１号
島根県浜田市三隅町西河内1084番地60
再生債務者　森　　一郎
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年６月30日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月11日　松江地方裁判所浜田支部
平成２２年（再ロ）第１０１８１号
埼玉県さいたま市南区沼影２―３―１―103
再生債務者　小野寺千恵子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月５日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月８日
東京地方裁判所民事第20部
平成２２年（再ロ）第１号
長野県塩尻市大字桟敷462番地１
再生債務者　中島　昭一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月12日　長野地方裁判所松本支部
平成２３年（再ロ）第１号
岡山県倉敷市西阿知町新田136番地31
再生債務者　福成　光芳
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成23年７月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成23年７月12日　岡山地方裁判所倉敷支部